

## ベトナム進出の失敗事例

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL) 浅野 大志

ベトナムでは、法令関係がめまぐるしく変化し、特に実務における法律の運用の指針を明示した通達(Circular)やさらに細かい規定を記したオフィシャルレター(Official Letter)は非常に流動的である。さらには地方当局レベルでは法令解釈及び対応が一致しないことも多い。以下に、ベトナム進出でよく見受けられる失敗事例をあげる。

### 失敗事例①：特別な理由もなく、会計期末を12月末にしてしまう。

法人設立時の提出書類に現地法人の定款があり、そこに会計期末を記載することになるが、会社側もコンサルティング会社側も会計期末へあまりこだわらず、ベトナムで一般的な12月末とすることが多い。この場合、翌3月末が監査報告書と法人税確定申告書の提出期限となるため、1月から3月の3か月が経理部の繁忙期となる。

しかし、2月の旧正月で2週間程度経理機能がストップし、かつ旧正月前後に経理スタッフが退職するケースが多く、結局決算が閉まらず、親会社の連結への悪影響をきたすことや、罰金が発生することが頻出している。

親会社が上場企業であり、海外子会社は12月末決算で統一している場合を除き、他の決算期を選択することが望ましい。ベトナムでは、12月末決算だけでなく、3月末、6月末、9月末決算を選択することが出来る。

### 失敗事例②：特別な理由もなく、記帳通貨をベトナムドンにしてしまう。

原則として、ベトナム現地法人の記帳通貨はベトナムドンを利用するとされているため、ベトナム進出日系企業の多くはベトナムドンを記帳通貨としている。対ドル、対円共に安くなるベトナムドンで記帳することで、外貨建ての親子ローンを有する製造業は本業の利益を超える未実現為替差損が発生してしまう。

取引の大半が米ドルや日本円などの外貨であれば、当該外貨を記帳通貨として税務署に登録することが可能である。

### 失敗事例③：会計主任(チーフアカウント)を必ず採用しなければならないという誤解

ベトナムでは会計主任(チーフアカウント)という国家資格があり、進出日系企業は、会社設立後に必ずチーフアカウントを雇用しなければならないと誤解しているケースが多い。しかし、設立1年目は雇用する義務はなく、また会計ライセンスを持つ会計事務所所属の公認会計士に就任を依頼することも可能である。

給料が高いチーフアカウントを拙速に採用せず、初年度は会計事務所に会計税務

をアウトソースし、2年目以降に自社で会計税務を行うためにチーフアカウントを採用することが望ましい。また、2年目以降も会計事務所に会計税務をアウトソースする場合、公認会計士に就任を依頼することが望ましい。

失敗事例④：サブリース権をもたないオーナーの所有するオフィスで会社設立を申請してしまう。

原則では、サブリース権をもたないオーナーの所有するオフィスの住所で会社設立を申請すると、役所にオフィスの住所の変更を要求されるか、或いは申請書類を返却されてしまう。

上記のような事態を防ぐため、事前にオフィスのオーナーのサブリース権を確認する必要がある。

失敗事例⑤：販売会社設立に対する資本金要件

法令上、会社の払込資本金は制限されていないが、最近では販売会社の払込資本金は200,000ドル以上でないと申請が難しい状態が続いている。200,000ドル未満で申請した場合、会社の活動期間が短縮されるか、販売予定の商品がカットされる可能性がある。

販売会社はあまり多くの現地従業員を採用せず、外資の販売会社はベトナムの貿易赤字につながるため、こうした要件が存在すると考えられる。

失敗事例⑥：販売予定商品の登録手続きが煩雑

原則、販売会社の設立申請と同時に、販売予定商品の登録をしなければならない。その際、販売会社の設立に対する当局の審査は厳しいため、設立を決定する前に販売予定商品のベトナム市場を調査し、すべてリストアップすることを勧めている。

設立後に新しい商品を販売しようとする時、当局への登録手続きが発生し、この登録手続きは会社設立と同じく各省の当局に審査され、非常に時間を要する。

失敗事例⑦：労働許可証取得をめぐる法令と異なる地方当局の対応

2011年6月17日にベトナム政府は、ベトナム国内における外国人の採用・管理に関する政令 Decree 34/2008/ND-CP 号を修正・追加する政令 Decree 46/2011/ND-CP 号（以下、「Decree 46」）を発行した。また、2011年11月3日に Decree 46 の実施ガイダンスとなる通達 Circular 31/2011/TT-BLDTBXH 号（以下、「Circular 31」）を発行した。

Decree 46 では新たに「駐在員事務所の所長、プロジェクトオフィスの所長、非政府組織からベトナムでの活動の代表を委任された者」を労働許可証取得免除取得対象者として記載されている。

しかし、Decree 46 及び Circular 31 が発行後間もないため、現時点（2011年末）では、駐在員事務所所長の免除対象の可否に関して地方当局レベルでは法令解釈及び対応

が統一されていない。ホーチミン市では労働当局が 2011 年 10 月 24 日付オフィシャルレター Official Letter 10396/SLDTBXH-LD 号において、「非政府組織からベトナムでの活動の代表を委任された者」のみ労働許可証の取得が免除され、駐在員事務所所長は免除対象外との主張を明確にし、Circular 31 発行後、口頭確認レベルでは同じ主張を繰り返している。

このようにたとえ法令に記載されていても、地方当局レベルでは対応が異なることもあるので、事前に当局に確認をとる必要がある場合も存在する。

### **おわりに**

こうした流動的なベトナムの法令・実務を一企業で把握するには限界があり、同業他社との情報交換やコンサルティング会社との連携が欠かせない。また、実際に実務を担う総務、経理関係のベトナム人従業員の雇用に関して、前職の経験などを考慮する必要もある。